

北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5033
FAX 011-232-1384

目	次	ページ
規則		
○北海道財務規則の一部を改正する規則	(財務指導課)	72
告示		
○北海道個人情報保護条例により口頭による開示請求ができる個人情報の一部改正	(法制文書課)	72
○特定調達契約に係る入札の公告	(人材育成課)	73
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出	(農業施設管理課)	74
○土地改良区の定款の変更の認可	(農業施設管理課)	75
○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の認可	(農業施設管理課)	75
○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の変更の認可	(農業施設管理課)	75
○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の廃止の認可	(農業施設管理課)	75
○道営土地改良事業変更計画の決定	(農業施設管理課)	75
○道営土地改良事業の工事の完了	(農業施設管理課)	75
○知事権限に係る保安林の指定	(治山課)	75
○知事権限に係る保安林の指定の解除	(治山課)	76
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定	(治山課)	76
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更	(治山課)	76
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定	(治山課)	76
○森林法による通知に代える公示	(治山課)	77
○道路の区域の変更及び供用の開始	(維持管理防災課)	77
○道路の供用の開始	(維持管理防災課)	77
総合振興局告示及び振興局告示		
○特定調達契約に係る入札の公告	77
○特定調達契約に係る落札者等の公示	79
○特定調達契約に係る入札の公告	79
道企業管理規程		
○北海道企業局組織規程の一部を改正する規程	81
道病院事業管理規程		
○北海道道立病院局組織規程の一部を改正する規程	81

道教育厅教育局告示

- | | |
|----------------------------------|----|
| ○特定調達契約に係る落札者等の公示 | 81 |
| 道人事委員会規則 | |
| ○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 | 82 |
| ○北海道職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則 | 82 |
| ○北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 | 83 |
| ○管理職手当に関する規則等の一部を改正する規則 | 83 |
| ○初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 | 83 |

道監查委員告示

- 北海道監査委員事務局の組織及び運営に関する規程の一節を改正する規程 83

規則

北海道財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年5月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第5号

北海道財務規則の一部を改正する規則

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「第33条第1項」を「第34条第1項」に改める。

第10条第1項中「教育庁教育職員局給与課長」を「教育庁教職員局教職員事務課長」に改める。

第12条第4項中「、教職員事務センター」を「、教職員事務課」に、「教育庁教育職員局教職員事務センター」を「教育庁教職員局教職員事務課」に改め、同条第7項中「教職員事務センター」を「教職員事務課」に改める。

附 則

この規則は、令和元年6月1日から施行する。

告示

北海道告示第379号

平成6年北海道告示第1479号（北海道個人情報保護条例により口頭による開示請求ができる個人情報）の一部を次のように改正し、令和元年6月1日から施行する。

令和元年5月31日

北海道知事 鈴木直道

農業機械利用技能者技能検定試験の項を削る。

北海道農業指導士認定試験の項「口頭による開示請求を行うことができる場所」の欄中「同」を「北海道農政部生産振興局技術普及課」に改める。

北海道告示第380号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和元年5月31日

北海道知事 鈴木直道

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

パーソナルコンピュータ等の賃貸借	一式
ア パーソナルコンピュータ	11台
イ モノクロレーザープリンタ	1台
ウ 液晶プロジェクタ	1台
エ スイッチングHUB	1台

(2) 調達をする物品等の仕様等

入札説明書による。

(3) 契約期間

令和元年7月22日から令和2年3月13日まで

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成30年北海道告示第721号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達をする物品等に関し、仕様を満たす製品の供給が可能であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和元年5月31日（金）から同年6月14日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しな

ければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道経済部労働政策局人材育成課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道経済部労働政策局人材育成課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎9階経済部会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道経済部労働政策局人材育成課）

(2) 入札日時 令和元年7月11日（木）午前10時（送付による場合は、同月5日（金）までに必着）

(3) 開札場所 (1)と同じ。

(4) 開札日時 (2)と同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道経済部労働政策局人材育成課のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/ippan-nyuusatu.htm>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 消費税等の税率の改定があった場合は、契約金額及び令和元年10月以降の月額委託料について変更契約を行う。

ウ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

11 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道経済部労働政策局人材育成課
(2) 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目¹
(3) 電 話 番 号 011-204-5642

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of Desktop type personal computer 11 sets and Printer 1 and Liquid crystal projector 1

B Bid tendering date and time : 10:00 A.M., July 11, 2019
(If mailed, bids must arrive no later than July 5, 2019)

C Contact : Human Resources Development Division, Bureau of Labor Affairs Policy, Department of Economic Affairs, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5642

北海道告示第381号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区の役員の就任及び退任の届出があった。

令和元年5月31日

北海道知事 鈴木直道

日高門別土地改良区

就退任の別 就退任年月日 理事・監事の別 氏名 住所

就 任	令和元. 5.20	理 事	大 鷹 千 秋	沙流郡日高町字富浜223番地の123
同 同	同 同	同 同	大 濱 仁	同 日高町字庫富151番地の2
同 同	同 同	同 同	松 浦 有 伴	同 日高町字日高151番地
同 同	同 同	同 同	姉 川 規 晃	同 日高町字豊田92番地2
同 同	同 同	同 同	奥 山 喜 義	新冠郡新冠町字大狩部264番地の3
同 同	同 同	同 同	川 端 正 行	沙流郡日高町字豊郷305番地の11
同 同	同 同	同 同	今 井 周 平	同 日高町字清畠532番地の6
同 同	同 同	同 同	鳶 守	同 日高町富川東5丁目17番18号
同 同	同 監	事 事	荒 井 満	同 日高町字豊郷661番地の1
同 同	同 同	同 同	田 中 裕 一 郎	同 日高町字正和237番地の4
同 同	同 同	同 同	下 笛 博 行	同 日高町字千栄665番地の1
退 任	同 元. 5.19	理 事	大 鷹 千 秋	同 日高町字富浜223番地の123
同 同	同 同	同 同	藤 原 恒 男	同 日高町字旭町67番地の2
同 同	同 同	同 同	鹿 島 敏 靖	同 日高町山手町1丁目官有地
同 同	同 同	同 同	姉 川 規 晃	同 日高町字豊田92番地2
同 同	同 同	同 同	奥 山 喜 義	新冠郡新冠町字大狩部264番地の3
同 同	同 同	同 同	川 端 正 行	沙流郡日高町字豊郷305番地の11
同 同	同 同	同 同	久 保 政 弘	同 日高町字清畠630番地の1
同 同	同 同	同 同	鳶 守	同 日高町富川東5丁目17番18号
同 同	同 監	事 事	竹 島 幸 治	同 日高町富川西1丁目3番13号
同 同	同 同	同 同	田 中 義 光	同 日高町字正和237番地4
同 同	同 同	同 同	下 笛 博 行	同 日高町字千栄665番地の1
訓子府土地改良区				
就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所
就 任	令和元. 5.11	理 事	菊 池 一 春	常呂郡訓子府町字協成267番地2
同 同	同 同	同 同	細 川 孝 雄	訓子府町字穂波258番地
同 同	同 同	同 同	平 田 康 弘	訓子府町字清住210番地1
同 同	同 同	同 同	伊 藤 徳 幸	訓子府町字実郷123番地
同 同	同 同	同 同	島 貫 亨	訓子府町字日出73番地
同 同	同 同	同 同	細 川 尚 志	訓子府町字西富112番地
同 同	同 同	同 同	黒 河 潤	訓子府町字福野272番地5
退 任	同 元. 5.10	理 事	菊 池 一 春	訓子府町字協成267番地2
同 同	同 同	同 同	柴 田 豊 喜	訓子府町字弥生95番地8
同 同	同 同	同 同	細 川 孝 雄	訓子府町字穂波258番地
同 同	同 同	同 同	平 田 康 弘	訓子府町字清住210番地1

同 同 同 伊藤徳幸 同 訓子府町字実郷123番地
同 同 同 島貫亨 同 訓子府町字日出73番地
同 同 同 細川尚志 同 訓子府町字西富112番地

北海道告示第382号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

令和元年5月31日

北海道知事 鈴木直道

認可年月日 土地改良区名
令和元. 5.21 訓子府土地改良区
同 元. 5.22 由仁土地改良区
同 浦臼土地改良区

北海道告示第383号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定により、次の土地改良施設に係る管理規程を認可した。

令和元年5月31日

北海道知事 鈴木直道

土地改良区名 土地改良施設名 管理規程の概要
北海土地改良区 北海頭首工 維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。
同 市来知頭首工 同

北海道告示第384号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、次の土地改良施設に係る管理規程の変更を認可した。

令和元年5月31日

北海道知事 鈴木直道

土地改良区名 土地改良施設名 管理規程の概要
北海土地改良区 川向頭首工 維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。
同 栗沢頭首工 同

北海道告示第385号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、次の土地改良施設に係る管理規程の廃止を認可した。

令和元年5月31日

北海道知事 鈴木直道

土地改良区名 土地改良施設名 廃止した管理規程の概要
北海土地改良区 北海頭首工 維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。
同 市来知頭首工 同

北海道告示第386号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、道営土地改良（信砂地区（農業用排水施設、区画整理））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道留萌振興局に備え置いて、令和元年6月3日から20日間、一般の縦覧に供する。

令和元年5月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第387号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により公告する。

令和元年5月31日

北海道知事 鈴木直道

地区名	事業の種類	完了年月日
西高倉	農業用排水施設	平成30. 6. 20
同	区画整理	同
同	客土	同 30. 6. 8
同	暗渠排水	同 30. 3. 9
中小屋西	農業用排水施設	同 30. 6. 29
同	区画整理	同
同	客土	同 30. 3. 9
同	暗渠排水	同 27. 5. 29

北海道告示第388号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

令和元年5月31日

北海道知事 鈴木直道

1 保安林の所在場所 北斗市茂辺地960の2・962の2・963（以上3筆について次の

図に示す部分に限る。)	
2 指定の目的	土砂の崩壊の防備
3 指定施業要件	
(1) 立木の伐採の方法	
ア 主伐は、択伐による。	
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。	
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。	
(2) 立木の伐採の限度	次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び北斗市役所に備え置いて縦覧に供する。)	

北海道告示第389号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和元年5月31日

北海道知事 鈴木直道

1 解除に係る保安林の所在場所	厚岸郡浜中町湯沸438 (次の図に示す部分に限る。)
2 保安林として指定された目的	土砂の崩壊の防備
3 解除の理由	道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を北海道釧路総合振興局産業振興部林務課及び浜中町役場に備え置いて縦覧に供する。)	

北海道告示第390号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和元年5月31日

北海道知事 鈴木直道

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所	函館市 (次の図に示す部分に限る。)
2 保安林として指定された目的	土砂の崩壊の防備
3 変更後の指定施業要件	
(1) 立木の伐採の方法	
ア 主伐は、択伐による。	
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町	

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び函館市役所に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第391号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和元年5月31日

北海道知事 鈴木直道

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	虻田郡洞爺湖町 (次の図に示す部分に限る。)
2 保安林として指定された目的	土砂の流出の防備
3 変更後の指定施業要件	
(1) 立木の伐採の方法	
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。	
イ 他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。	
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。	
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。	
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種	次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び洞爺湖町役場に備え置いて縦覧に供する。)	

北海道告示第392号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

令和元年5月31日

北海道知事 鈴木直道

1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所	留萌市 (次の図に示す部分に限る。)
(2) 保安林として指定された目的	土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林

の所在場所 留萌市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、留萌市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び留萌市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第393号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を上ノ国町役場の掲示場に掲示した。

令和元年5月31日

北海道知事 鈴木直道

1 通知の内容 令和元年北海道告示第325号

2 所在が不明な者 上田直

北海道告示第394号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和元年5月31日

北海道知事 鈴木直道

- 1 道路の種類 道道
2 路線名 豊川遠浅停車場線
3 道路の区域

区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
勇払郡厚真町字豊川239番1地先から 同郡厚真町字豊川216番2地先まで	前	14.01mから 18.74mまで	174.78m	—
	後	14.01mから 18.74mまで	174.78m	—
	後	10.13mから 18.61mまで	175.68m	—

北海道告示第395号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道釧路総合振興局釧路建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和元年5月31日

北海道知事 鈴木直道

- 路線名 供用開始の区間 供用開始の期日
道道 釧路鶴居弟子屈線 釧路市鶴野81番1地先から 同市鶴野264番5地先まで 令和元. 5.31

総合振興局告示及び振興局告示

北海道空知総合振興局告示第1号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和元年5月31日

北海道空知総合振興局長 佐々木誠也

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
ア ロータリ除雪車（1.3m／700t級 1台、1.5m／800t級 1台） 2台（交換契約によりロータリ除雪車（80PS）1台を契約の相手方に供し、ロータリ除雪車2台を当該契約の相手方から調達する。）
イ ロータリ除雪車（2.2m／2,300t） 1台

ウ 除雪グレーダ (4.3m級) 1台	アからウまでについては、それぞれの入札とする。
(2) 調達をする物品等の仕様等	入札説明書による。
(3) 納 入 期 限	令和2年3月25日（水）
(4) 納 入 場 所	入札説明書による。
2 入札に参加する者に必要な資格	次のいずれにも該当すること。
(1)	平成30年北海道告示第721号に規定する物品の購入の資格を有すること。
(2)	道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
(3)	暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
(4)	当該調達物品に係る技術及び設備を有していることを証明した者であること。
(5)	当該調達物品又はこれと同等の類似品に係る相当数の納入（製造）実績等があることを証明した者であること。
(6)	当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
(7)	納入地区において、当該調達物品を納入後、10年間以上の部品の供給が可能であること及び速やかに部品調達ができるることを証明した者であること。
(8)	この入札に参加を希望する者が、商法（明治32年法律第48号）第27条又は会社法（平成17年法律第86号）第16条の代理商の場合は、代理商契約を証明する書類を添付したこと。
3 条件付一般競争入札参加資格の審査	
(1)	この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)から(8)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
ア 申 請 の 時 期	令和元年5月31日（金）から同年6月28日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
イ 申 請 の 方 法	申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
ウ 申 請 書 類 の 提 出 先	郵便番号 064-0811 札幌市中央区南11条西16丁目 北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課
(2)	審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
4 契約条項を示す場所	北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課

5 入札執行の場所及び日時	
(1) 入 札 場 所	札幌市中央区南11条西16丁目 北海道空知総合振興局札幌建設管理部3階第1会議室（送付による場合は、郵便番号 064-0811 札幌市中央区南11条西16丁目 北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課）
(2) 入 札 日 時	令和元年7月12日（金）午前10時（送付による場合は、当該入札受付期間の最終日時までに必着）
(3) 開 札 場 所	(1)に同じ。
(4) 開 札 日 時	(2)に同じ。
6 入 札 保 証 金	平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
7 入札説明書の交付に関する事項	
(1) 交 付 場 所	4に同じ。
(2) 交 付 方 法	(1)の場所で交付する。 なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙に入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量150グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。 また、北海道空知総合振興局札幌建設管理部のホームページ（ http://www.sorachi.pref.hokkaido.lg.jp/kk/skk/index.htm ）においてダウンロードすることができる。
8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否	平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。
9 落札者と契約の締結を行わない場合	落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
10 そ の 他	平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(7)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。 (1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか、免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

ウ 令和元年9月30日までに物品を引き渡す場合は、契約金額等について、契約変更等を行う予定である。

(2) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名 称 北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課
イ 所 在 地 郵便番号 064-0811 札幌市中央区南11条西16丁目¹
ウ 電 話 番 号 011-561-0383

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

- a Rotary Snow Remover (length 1.3 meters / 700 tons class) Quantity 1
- Rotary Snow Remover (length 1.5 meters / 800 tons class) Quantity 1
- b Rotary Snow Remover (length 2.2 meters / 2,300 tons class) Quantity 1
- c Snow Removing Grader (Blade length 4.3 meters class) Quantity 1

B Bid tendering date and time : 10:00 A.M., July 12, 2019

C Contact : Constructional Administration Division, Office of Constructional Administration Sapporo Department of Public Works Management, Sorachi General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Minami 11-jo Nishi 16-chome, Chuo-ku, Sapporo 064-0811 Japan

Phone : 011-561-0383

北海道渡島総合振興局告示第10号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和元年5月31日

北海道渡島総合振興局長 小田原 輝 和

1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）及び数量

(1)複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙を除く。）の供給を含む。）一式

(2)調達台数及び調達予定数量

ア 1台及び1月当たり カラー160枚、モノクロ10枚（函館建設管理部松前出張所）
イ 1台及び1月当たり カラー1,320枚、モノクロ360枚（函館建設管理部八雲出張所）
ウ 1台及び1月当たり 70枚（函館建設管理部江差出張所）

2 落札を決定した日

平成31年4月23日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 1の(2)のア

ア 氏 名 株式会社函館ジムキサービス
イ 住 所 函館市石川町64番地1

(2) 1の(2)のイ

ア 氏 名 富士ゼロックス北海道株式会社
イ 住 所 札幌市中央区大通西6丁目1番地

(3) 1の(2)のウ

ア 氏 名 浜商店浜慎一郎
イ 住 所 檜山郡江差町字愛宕町192番地

4 落札金額

(1) 1の(2)のア

ア 基本料金	500円
イ 1枚当たりの単価	カラー 17.5円 モノクロ 3円

(2) 1の(2)のイ

ア 基本料金	3,200円
イ 1枚当たりの単価	カラー 6.35円 モノクロ 1.95円

(3) 1の(2)のウ

ア 基本料金	33,000円
イ 1枚当たりの単価	10.8円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成31年3月12日付け北海道渡島総合振興局告示第51号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課
(2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号

北海道十勝総合振興局告示第8号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和元年5月31日

北海道十勝総合振興局長 三 井 真

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 自走式リール巻取散水機1台ほか3品目及びモノレール式ハウス散水機25台ほか6品目
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期日 令和2年3月27日（金）
- (4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成30年北海道告示第721号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (5) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 令和元年5月31日（金）から同年7月3日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申 請 書 類 の 提 出 先 郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目1番地
北海道十勝総合振興局総務課需品係

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道十勝総合振興局総務課需品係

5 入札書の提出等

- (1) 入札書提出場所 帯広市東3条南3丁目1番地 北海道十勝総合振興局総務課需品係（送付による場合は、郵便番号 080-8588 帯広市東3

条南3丁目1番地 北海道十勝総合振興局総務課需品係）

(2) 入札受付期間 令和元年7月9日（火）から同月16日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで及び開札日の午前9時から午前10時まで（送付による場合は、当該入札受付期間の最終日時までに必着）

(3) 開札場所 帯広市東3条南3丁目1番地 北海道十勝合同庁舎地下S会議室

(4) 開札日時 令和元年7月17日（水）午前11時

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量250グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道十勝総合振興局のホームページ（<http://www.tokachi.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/kki/kaikei/nyusatu-info.htm>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (2) 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

11 消費税等の税率改正に伴う契約変更

令和元年9月30日までに物品を引き渡す場合は、契約金額等について、契約変更等を行う予定である。

12 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道十勝総合振興局総務課需品係
(2) 所 在 地 郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目1番地
(3) 電 話 番 号 0155-27-8508

13 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Self-propelled Reel Irrigator 1 and 3 item and monorail type house Irrigator 25 and 6 item

B Bid tendering date and time : 11:00 A.M., July 17, 2019

(If mailed, bids must arrive no later than 10:00 A.M., July 17, 2019)

C Contact : Administrative Division, Tokachi General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Higashi 3-jo Minami 3-chome 1, Obihiro, Hokkaido 080-8588 Japan
Phone : 0155-27-8508

道企業管理規程

北海道企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年5月31日

北海道公営企業管理者 浦本元人

北海道企業管理規程第1号

北海道企業局組織規程の一部を改正する規程

北海道企業局組織規程（昭和39年北海道企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項の表中

課	担当課長	上司の命を受け、課の主管に属する特定の事務（局長が別に定めるものに限る。）に従事するとともに、関係事務を整理する。
	主幹	課長、室長又は担当課長を補佐し、当該組織の主管に属する特定の事務を処理し、掌理する。

課	担当課長	上司の命を受け、課の主管に属する特定の事務（局長が別に定めるものに限る。）に従事するとともに、関係事務を整理する。
	主幹	課長、室長又は担当課長を補佐し、当該組織の主管に属する特定の事務を処理し、掌理する。
	総括主査	上司の命を受け、当該組織内外との連絡調整等に関する事務を処理する。

改める。

附 則

この規程は、令和元年6月1日から施行する。

道病院事業管理規程

北海道道立病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年5月31日

北海道病院事業管理者 鈴木信寛

北海道病院事業管理規程第6号

北海道道立病院局組織規程の一部を改正する規程

北海道道立病院局組織規程（平成29年北海道病院事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

別表第2の課及び室の項中事項主任技師の次に次のように加える。

総括主査	上司の命を受け、当該組織内外との連絡調整等に関する事務を処理する。
------	-----------------------------------

附 則

この規程は、令和元年6月1日から施行する。

道教育庁教育局告示

北海道教育庁宗谷教育局告示第27号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和元年5月31日

北海道教育庁宗谷教育局長 宮岡孝博

- 1 落札に係る物品等の名称（1月1台当たりの基本料金及び1枚当たりの単価）及び数量
(1) 落札に係る物品等の名称
ア 宗谷管内道立学校及び宗谷教育局モノクロ複写機

複写機及びその附属品の賃貸借（点検、調整及び消耗品（ステープル及び用紙を除く。）の供給を含む。）	
イ 宗谷管内道立学校カラー複写機 複写機及びその付属品の賃貸借（点検、調整及び消耗品（ステープル及び用紙を除く。）の供給を含む。）	
(2) 調達台数及び1月当たりの複写予定枚数 ア 13台及び1台当たり 11,202枚 イ 2台及び1台当たり モノクロ4,906枚、カラー2,696枚	
2 落札を決定した日 平成31年3月18日	
3 落札者の氏名及び住所 (1) 宗谷管内道立学校及び宗谷教育局モノクロ複写機 ア 氏名 大広株式会社 イ 住所 稚内市中央3丁目16番20号	
(2) 宗谷管内道立学校カラー複写機 ア 氏名 オフィス文具株式会社 イ 住所 稚内市潮見4丁目3番8号	
4 落札金額 (1) 宗谷管内道立学校及び宗谷教育局モノクロ複写機 ア 基本料金 22,000円 イ 1枚当たりの単価（モノクロ） 3円50銭	
(2) 宗谷管内道立学校カラー複写機 ア 基本料金 24,700円 イ 1枚当たりの単価（モノクロ） 3円50銭 1枚当たりの単価（カラー） 19円	
5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札	
6 一般競争入札の公告 平成31年2月5日付け北海道教育厅宗谷教育局告示第1号	
7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名称 北海道教育厅宗谷教育局道立学校運営支援室 (2) 所在地 稚内市末広4丁目2番27号	

道人事委員会規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年5月31日

北海道人事委員会委員長 鍬田信知

北海道人事委員会規則14-75

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（北海道人事委員会規則14-1）の一部を次のように改正する。

別表議会事務局の項中「総務課の庶務を担当する主査」を「総務課の庶務を担当する総括主査及び主査」に改め、同表知事部局の項本庁の事項中「危機管理監」を「危機管理監 地域振興監」に、「主査」を「総括主査及び主査」に改め、同項総合振興局の事項中「ダム建設事務所長 総合治水事務所長」を「総合治水事務所長」に改め、同表教育庁の項本庁の事項中「参事」を「参事 課室長」に、「人事服務又は組織機構に係る事務を担当する主査 総務課の人事服務に係る事務を専ら担当する主任又は主事（1人とする。）」を「人事服務、組織機構、給与旅費制度又は勤務実績の給与への反映に関する制度に係る事務を担当する総括主査及び主査 総務課の人事服務に係る事務を専ら担当する専門主任、主任又は主事（1人とする。）」に、「教職員課の教職員の勤務条件に係る事務又は県費負担教職員若しくは道立学校の教職員の人事を担当する主査（道立学校的教職員の人事を担当する主査は、1人とする。） 給与課の給与及び旅費の制度に係る事務を担当する主査 給与課の勤務実績の給与への反映に関する制度に係る事務を担当する主査 教育職員局の職員団体に係る事務を担当する主査」を「教職員課の教職員の勤務条件に係る事務又は県費負担教職員の人事を担当する総括主査及び主査 教職員課の道立学校的教職員の人事を担当する主査（1人とする。）

教職員課職員制度室の職員団体に係る事務を担当する主査」に改め、同表監査委員事務局の項及び同表労働委員会事務局の項中「主査」を「総括主査及び主査」に改める。

附 則

この規則は、令和元年6月1日から施行する。

北海道職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年5月31日

北海道人事委員会委員長 鍬田信知

北海道人事委員会規則23-4

北海道職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

北海道職員の退職管理に関する規則（北海道人事委員会規則23-0）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の項中「知事室長」を「知事室長 地域振興監」に改める。

附 則

この規則は、令和元年6月1日から施行する。

北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年5月31日

北海道人事委員会委員長 鍬 田 信 知

北海道人事委員会規則7-1384

北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（北海道人事委員会規則7-27）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第11号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

管理職手当に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年5月31日

北海道人事委員会委員長 鍬 田 信 知

北海道人事委員会規則7-1385

管理職手当に関する規則等の一部を改正する規則

（管理職手当に関する規則の一部改正）

第1条 管理職手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-267）の一部を次のように改正する。

別表第1アの表本庁の項中「危機管理監」を「地域振興監」に改め、同表総合振興局及び振興局の項中「ダム建設事務所長」を削る。

「室長（課に置かれる室の長

別表第1イの表本庁の項中「教職員事務センター長」を「に限る。）」

幼児教育推進センター長」

「室長（課に置かれる室の長 3種
に改め、 に限る。）」を削る。

（管理職手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

第2条 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（北海道人事委員会規則7-1378）

の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、令和元年6月1日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年5月31日

北海道人事委員会委員長 鍬 田 信 知

北海道人事委員会規則7-1386

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（北海道人事委員会規則7-405）の一部を次のように改正する。

別表第1アの表5級の部中「室次長（課に置かれる室の次長に限る。）」の次に「、人材育成専門員」を加え、「女性相談援助センター課長」を「札幌道税事務所人材育成専門員、女性相談援助センター課長」に改め、同表7級の部中「室次長」の次に「（5級の項に掲げる職務を除く。）」を加え、「、課室長又は教職員事務センター長」を「又は課室長」に改め、同表8級の部教育委員会の款本庁の項中「特に困難な業務を処理する参事」を「幼児教育推進センター長又は特に困難な業務を処理する参事」に改め、同表9級の部中「危機管理監」の次に「、地域振興監」を加える。

別表第1イの表5級の部中「警備派出所長（7級の項に掲げる職務を除く。）」を「警備派出所長」に改める。

別表第1オの表4級の部中「又は参事」を削る。

別表第1クの表6級の部知事の款に次のように加える。

部に属する出先機関	心身障害者総合相談所課長の職務
-----------	-----------------

別表第3の表2の部一の項第1号中「卒業」を「卒業又は専門職大学の修業年限3年の前期課程の修了」に改め、同部二の項第1号中「卒業」を「卒業又は専門職大学の修業年限2年の前期課程の修了」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、令和元年6月1日から施行する。

2 この規則による改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則別表第1アの表7級の部総合振興局及び振興局の項及び別表第1クの表の規定は、平成31年4月1日から適用する。

道 監 査 委 員 告 示

北海道監査委員告示第2号

北海道監査委員事務局の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程を次のように定

める。

令和元年5月31日

北海道監査委員 富 原 亮
北海道監査委員 北 口 雄 幸
北海道監査委員 東 陽 一
北海道監査委員 渡 邊 直 樹

北海道監査委員事務局の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程

北海道監査委員事務局の組織及び運営に関する規程（平成8年北海道監査委員告示第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項の表専門参事の項の次に次のように加える。

総括主査	上司の命を受け、事務局内外の連絡調整等に関する事務を処理する。
------	---------------------------------

第5条第2項の表指導主任の項及び業務主任の項を削る。

附 則

この規程は、令和元年6月1日から施行する。
